

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
8	株式会社竹中土木	東京都	株式会社竹中土木は、同社が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し、事実と異なる報告をしたことにより、同社の使用人が令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反の罪により、罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第22号に該当することから指名停止とする。	2026/07/23 ～ 2026/08/22 (1月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
7	株式会社ナンワ	鹿児島市	株式会社ナンワは、令和3年8月2日に鹿児島県北薩地域振興局建設部が執行した「薄井漁港水産流通基盤（一般）整備工事（R3－1工区）」（以下、当該工事）の一般競争入札に関し、株式会社大島造船所から依頼を受け、当時同局建設部職員から、当該工事の入札に関して非公表とされている設計金額を入手しようとしたことが認められた。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第(7)の3号の「県工事等の入札又は契約に関して非公表とされている情報を、県の職員から不正に入手しようとしたと認められるとき。」に該当する。	2026/07/14 ～ 2026/09/13 (2月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(7)の3		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
6	株式会社大島造船所	長崎県	株式会社大島造船所は、令和3年8月2日に鹿児島県北薩地域振興局建設部が執行した「薄井漁港水産流通基盤（一般）整備工事（R3－1工区）」（以下、当該工事）の一般競争入札に関し、株式会社ナンワを介し、当時同局建設部職員から、当該工事の入札に関して非公表とされている設計金額を入手しようとしたことが認められた。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第(7)の3号の「県工事等の入札又は契約に関して非公表とされている情報を、県の職員から不正に入手しようとしたと認められるとき。」に該当する。	2026/07/14 ～ 2026/09/13 (2月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(7)の3		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
5	株式会社カナデビアエンジニアリング	大阪府	株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法第15条第2項で定める営業所の専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。 このことにより、国土交通省近畿地方整備局から、令和8年6月19日に、同法第28条の規定に基づく、監督処分（指示処分）を受けた。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第21号に該当する。	2026/07/13 ～ 2026/10/12 (3月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
4	前田建設工業株式会社	東京都	前田建設工業株式会社の九州支店社員は、八代市が発注した「八代市新庁舎建設工事」の入札に関し、八代市議会議員に対し、贈賄行為を行ったことが明らかになった。なお、前田建設工業株式会社が行った贈賄については、公訴時効が成立している。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第22号に該当する。	2026/06/23 ～ 2026/08/22 (2月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
3	株式会社前園建設	南さつま市	株式会社前園建設は、令和6年6月27日、鹿児島県南薩地域振興局建設部が発注した「広域河川改修工事(万之瀬川R5-1工区)(合併)」の現場において、同社が設置管理する立杭内の高さ約5メートルの腹起しを架設通路として使用させるに当たり、必要な墜落防止措置を講じていなかったため、労働者1名が転落し、負傷する労働災害を発生させた。 これにより、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反で加世田簡易裁判所から、それぞれ罰金の判決を受け、その刑が確定した。 このことは、県指名停止要綱 別表第1措置要件第5号(ウ)に該当する。	2026/06/18 ～ 2026/07/17 (1月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第1-(5)-ウ		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
2	株式会社大林組	東京都	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」にて、2024年10月4日に発生した労働災害に関し、事実と異なる説明を所轄の労働基準監督署に行ったとして、2026年3月24日付で鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反による略式命令を受けた。 このことは、県指名停止要綱 別表第2措置要件第22号に該当することから指名停止とする。	2026/04/21 ～ 2026/05/20 (1月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
	業 者 名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	有限会社柏木産業	出水市	有限会社柏木産業は、県発注工事「道路維持補修管理業務委託(出水北)」の落札者となったが、誤った金額を入札してしまったことを理由に3月31日に契約を辞退した。このことは、県指名停止要綱第3条第1項別表第2措置要件第17号の規定に該当することから指名停止とする。	2026/04/13 ～ 2026/07/12 (3月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(17)		